

# 【改訂5版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報

日付: 2019年7月29日

●2019年7月29日付の訂正は以下の通りです。お手数ですが訂正をお願いいたします。

作成: 一般社団法人 食品表示検定協会

訂正情報 発表日	対象となる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2019年 7月29日	1～2刷	P36	1-4	上から1行目	ミール、米粉調整品、米菓生地、	ミール、米粉調整品、米菓生地、
		P36	1-4	上から11行目	食品表示基準で従来から原産地表示が必要な玄米や精米、及び原材料に使用したもち米の重量が50%以上であるもちに関しては、食品表示基準に従って表示することで、米の産地情報が消費者に伝達されたこととなります。	食品表示基準で従来から原産地表示が必要な玄米や精米、及び原材料に使用したもち米の重量が100%であるもちに関しては、食品表示基準に従って表示することで、米の産地情報が消費者に伝達されたこととなります。また、もち米の重量が50%以上のもちに関しては、重量順位2位以下の米粉等の原材料について米トレーサビリティ法により米の産地情報を伝達します。
		P71	3-1	上から11行目	日本工業規格(JIS)に規定する	日本産業規格(JIS)に規定する (注: 2019年7月の法令改正により名称が変更となりました。)
		P107	3-5	下から8行目	送り状、納品書又は企画書等で製造業者等に伝達する必要がある。	送り状、納品書又は規格書等で製造業者等に伝達する必要がある。
		P187	4-15	〈食用塩の表示例〉	②原材料名: 天日塩(メキシコ製造)	②原材料名: 天日塩(メキシコ)
		P187	4-15	〈食用塩の表示例〉	⑤製造方法 原材料名: 天日塩(メキシコ製造)	⑤製造方法 原材料名: 天日塩(メキシコ)
		P202	4-21	上から1行目	なお、重量の割合が上位2位以降の原材料についても、任意で原料原産地を表示することができます。	なお、重量の割合が上位2位以降の原材料についても、米粉等の原材料については米トレーサビリティ法により、その米の産地情報を表示します。
		P202	4-21	上から8行目	もちについては、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い米穀で、かつ、当該割合が50%以上であるものであれば食品表示基準の原料原産地名表示を行います。米穀が50%未満の場合は、米トレーサビリティ法の対象として、米穀(もち米や米粉)の原産地を表示します。	もちについては、使用した原材料に占める重量の割合が最も高く、かつ、当該割合が50%以上である米穀については食品表示基準の原料原産地名表示を行い、2位以下の原材料及び米穀が50%未満の場合の原材料については、米トレーサビリティ法の対象として、米穀(もち米や米粉)の原産地を表示します。
		P225	4-27-2	下から8行目	「特定料理提供事業者」	「特定料理提供者」
		P225	4-27-2	下から4行目	特定料理提供事業者	特定料理提供者
		P240	5-1	上から8行目	「乳児用調製粉乳」	「乳児用調製乳(乳児用調製粉乳、乳児用調製液状乳)」 (注: 乳児用調製液状乳が対象に加わったことによる分類名の変更です。)
		P273	資料	【1】(6)もち 補足説明	・食品表示基準により原料原産地表示をした場合は、米トレーサビリティ法による表示は対象外となる。	・食品表示基準により原料原産地表示をした場合は、重量順位2位以下の原材料について米トレーサビリティ法により米の産地情報の伝達が必要となる。
<p>※2019年7月1日に施行された各種法令改正に伴い、テキストのなかの飲酒可能年齢に関連する「未成年者」の記述について、「20歳未満の者」と読み替えてください。(具体的には、P22の酒類業組合法の中の記述、及びP219～223の「4-26 酒類 混成酒類 リキュール」のなかの、「未成年者の飲酒」の部分を「20歳未満の者の飲酒」に読み替えてください。)</p>						

●「食品表示基準Q&A」が2019年3月1日付で改正されました。この中で、一部を簡略化してご紹介します。

◆◆これ以下は前回の訂正情報に掲載されていたものです。◆◆

Q&A番号	Q(質問)	改正前のA(回答)	改正後の新しいA(回答)
生鮮-30	国内の2箇所以上の養殖場で養殖した水産物の原産地として地域名を表示する場合について、どのように表示すればよいですか。(新設)	(Q&Aとしては新設ですが食品表示基準では、「主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所をいう。)」と定義されておりますので、養殖期間が最も長い養殖場が属する都道府県を表示することになります。) ※改訂5版初級テキストではP60に記述があります。	(今回新たに示された内容は以下の通りです。詳細はQ&Aをご覧ください。) ただし、A県で育成(第1段階)された種苗をB県で更に育成(第2段階)して生産物として出荷する場合、第1段階は種苗の育成期間であり養殖期間には含まれないものと考え、第2段階の育成を行ったB県を原産地として表示します。

●2019年4月26日以前にお知らせした訂正は以下の通りです。お手数ですがこちらもご確認の上、訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2019年 4月26日	1～2刷	P20	1-2	下から6行目	公正競争規約とは事業者又は事業者団体が、景品表示法第11条に基づき、	公正競争規約とは事業者又は事業者団体が、景品表示法第31条に基づき、
2019年 3月1日	1～2刷	P101	3-5	下から14行目	改正された原料原産地表示制度では、国内で加工されたすべての…	改正された原料原産地表示制度では、国内で製造、加工されたすべての…
		P174	4-12	〈即席カップめん の表示例〉	調理方法: 枠外下部に記載	(削除)
2018年 8月1日	1刷	P89	3-3-3	上から16行目	組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質	組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質
	1～2刷	P189	4-16	下から1行目	定義により「ドレッシング」「ドレッシングタイプ調味料」「半固体状ドレッシング」…	定義により「ドレッシングタイプ調味料」「半固体状ドレッシング」…
2018年 2月28日	1刷	P226	4-27-2	〈お品書きや料理 に表示する場合 〉	本日のお肉の個体識別便号は1234567890です。	本日のお肉の個体識別番号は1234567890です。
2018年 3月30日	1刷	P123	3-11	下から4行目	「1食分」「1包装」と表示する場合には「1食分(〇〇g)」のように、…	「1食分」と表示する場合には「1食分(〇〇g)」のように、…
		P165	4-8	〈アイスクリー ムの表示例〉	原材料名: 牛乳(国内製造)、生クリーム、脱脂粉乳、卵黄(卵を含む)、…	原材料名: (①牛乳(国内製造)、生クリーム、脱脂粉乳、卵黄(卵を含む)、…) (②牛乳(国内製造)、乳製品、卵黄(卵を含む)、…)

※補足

生クリームについては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)」で定義された語ではないものの、食品の一般名称として広く使われているものであることから現在のテキストの表示(①)であっても問題はありませぬ。一方、「乳等省令」に沿った形で、生クリームを乳製品と表示する場合は、「乳等省令」で同じく乳製品に分類されている脱脂粉乳を生クリームとあわせて「乳製品」と表示(②)することになります。

○2018年1月19日付で「食品表示基準Q&Aについて」(第140号通知)が改正されました。それに伴い、本書の記述を以下の通り訂正致します。

正誤表 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2018年 2月28日	1刷	P115	3-9	上から1行目	「原産国」とは、例えば、せんべいを焼く・揚げるといった加工や製造により…。	「原産国」とは、例えば、濃縮果汁を希釈するといった加工や製造により…。
		P115	3-9	下から3行目	実質的な変更をもたらす行為(濃縮果汁の希釈、米菓の煎焼又は揚げ等)をしていない製品	実質的な変更をもたらす行為(濃縮果汁の希釈等)をしていない製品

【参考資料】

「食品表示基準Q&Aについて」(消費第140号)通知 第4次改正(2018年1月19日付)の新旧対応表を一部抜粋しています。このように、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為の範囲が改められましたので、テキストの記述について、改正後の内容に合わせるため、一部訂正を致します。

改正前(旧)	改正後(新)
(加工-149)S国で素焼きしたおかきを輸入し、国内で仕上げ(味付け)をするのですが、原産国表示が必要となりますか。	(加工-149)S国で素焼きしたおかきを輸入し、国内で仕上げ(味付け)をするのですが、原産国表示が必要となりますか。
(答) 製品の原産国とは景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」において「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、米菓については「煎焼又は揚げを行った国が原産国と整理されています。したがって御質問のおかきについては、原産国名をS国と表示する必要があります。	(答) 製品の原産国とは景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」において「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、素焼きしたおかきに味付けする行為は、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為に該当するため、原産国表示は必要ありません。

(以上)